

地方自治体との連携

1. 「東京都雇用対策協定」（平成27年2月10日）の締結について……………1頁
2. アクション・プランに係る一体的実施事業について……………3頁

第7期第4回 東京地方労働審議会



「東京都雇用対策協定」(平成27年2月10日)の締結について

東京都雇用対策協定

少子高齢化による人口減少や経済のグローバル化による産業競争の激化など社会や経済の構造が大きく変化する中、首都である東京が日本経済全体の発展に寄与し、牽引する役割を見据えつつ、東京都内の人材が、働くことを通じてその意欲と能力を十分に発揮し、積極的に活躍できる社会を構築することが重要である。

また、東京都内に集積する企業が人材確保等により、生産性や産業競争力の向上を図り、持続的で活力のある経済活動を行うことができる環境の整備を図ることも必要である。

このため、東京都知事と厚生労働大臣は、より連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進していけるよう、以下のとおり「東京都雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都が行う雇用就業、産業、福祉及び教育に関する施策と厚生労働省東京労働局（以下「東京労働局」という。）が行う職業紹介、雇用保険、企業指導その他雇用に関する施策について、役割分担を踏まえつつ、効果的・効率的かつ一体的に対策を進めていくための連携・協力の内容などを定め、東京都内の雇用環境の改善・向上に強力に取り組むことを目的とする。

(事業内容等)

第2条 東京都及び東京労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法を事業計画として毎年度定めるものとする。

(運営協議会の設置)

第3条 前条の事業計画に係る事項は、東京都及び東京労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

(要請等)

第4条 東京都及び東京労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 東京都及び東京労働局は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(情報共有)

第5条 東京都及び東京労働局が各々保有し、この協定に基づく雇用対策を一体的に実施するに当たり必要となる情報については、東京都及び東京労働局間において共有することとし、その具体的な範囲を含む管理及び取扱規程については、別途定める。

(秘密保持)

第6条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、東京都及び東京労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、東京都及び東京労働局が誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、東京都知事及び厚生労働大臣が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年2月10日

東京都知事

厚生労働大臣

非正規雇用労働者の正社員化や人手不足分野での人材確保などの雇用面における課題に対し、**国(東京労働局)と東京都が更なる連携強化を図り、総合的な雇用対策を構築し、実施する**



国(厚生労働省東京労働局)

<雇用のセーフティーネットとして対応>

- ・ 全国ネットワークによる職業相談・紹介
- ・ 雇用保険制度の運営
- ・ 雇用対策(障害者の達成指導等) など

更なる連携強化

<一体となった総合的な雇用対策>

- ・ 人手不足分野での人材確保
- ・ フリーター等の若者に対する就労支援
- ・ 女性、高齢者、障害者等の就労促進 等

東京都



<首都・東京としての地域の問題への対応>

- ・ 公共職業訓練の企画・運営
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 中小企業振興等の産業施策
- ・ 福祉、教育分野での施策立案 など

首都・東京における『人材の最大活用』を図るため、連携した施策を展開

I 現行の枠組みによる対策の充実強化

○ 東京しごとセンターにおける取組の活性化

- ・ 若者、女性、高齢者等に対する支援の強化

若者:都事業の参加者に対するU-35からのマッチング支援の実施
女性:マザーズHW等で、都主催の託児付きセミナー等の参加勧奨
高齢者:しごとセンター内のシニアコーナーでのマッチング支援の推進 等

○ 職業訓練とマッチング支援の連携

- ・ 訓練機関とHWとの連携による就職支援の実施

○ 中小企業における障害者雇用の推進

- ・ 障害者雇用の理解促進のためのイベントの開催 等

※ このほか、職場のメンタルヘルス対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等の取組についても、引き続き連携

II 連携強化による新たな対策の実施

○ 非正規雇用労働者の正社員化の促進

- ・ 都とHWによる正社員化の実現に取り組む企業や若者応援企業への経済的支援の実施

○ 人手不足分野の中小企業等での人材確保の強化

- ・ 都が実施する中小企業の「採用力」向上支援とHWによるマッチング支援の連携
- ・ 介護、看護、保育分野の専門支援施設とHWとの連携強化

○ 中退者支援の実施

- ・ 都立高校とHWとの連携強化による中退者支援の実施

III 求人・求職情報等の情報共有の推進

○ 求人・求職情報等の相互提供

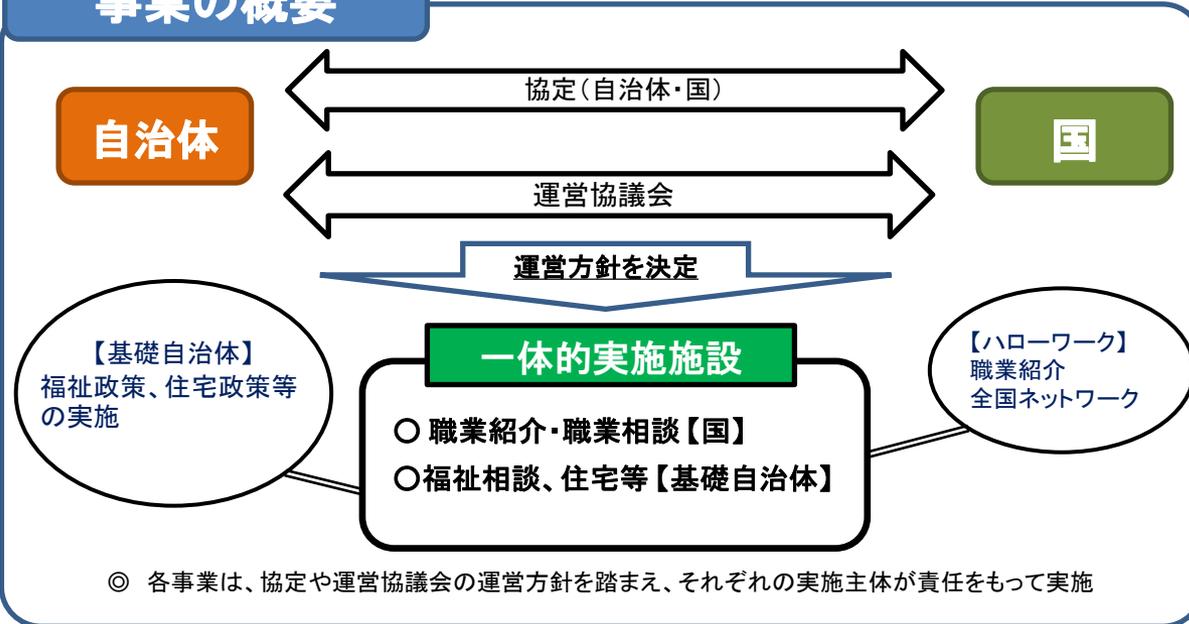
- ・ HW求人のオンライン提供に加え、東京都が把握した企業の求人情報(人材採用ニーズ)等について共有
- ・ HWと東京都との双方間での求職情報の共有や訓練受講生に関する情報の共有 等

➡ こうした連携強化を確実なものとし、総合的な雇用対策を展開するため『雇用対策協定』を締結

アクション・プランに係る一体的実施事業について

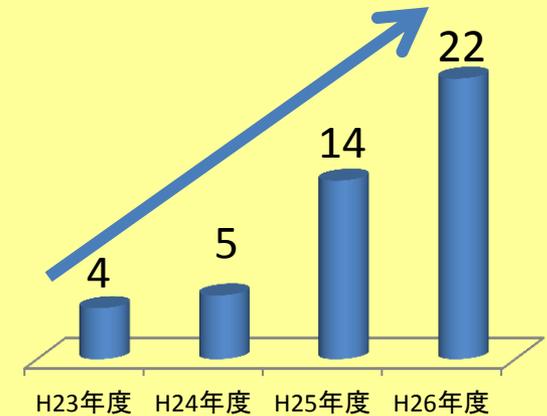
- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が行える事業

事業の概要



東京における一体的実施施設数の推移(累計)

平成23年7月に新宿区で実施。以降、順次拡大。



事業の展開

- ・ 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置
- ・ 完全予約制・担当者制で国の職員が対応
- ・ 生活保護受給者、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開

【生活保護受給者等対応型(15区4市)】
 新宿区 中野区 墨田区 葛飾区 大田区 世田谷区 足立区
 練馬区 荒川区 江戸川区 江東区 八王子市
 ≪平成26年度新規開設≫ 豊島区 板橋区 台東区 港区
 調布市 町田市 ※府中市(27.3.23開設)

【一般対応型(3区)】
 品川区 杉並区
 ≪平成26年度新規開設≫
 江戸川区

一体的実施事業の施設一覧

生保受給者等対応型施設

連携自治体名	施設名称	設置場所	設置時期
新宿区	新宿就職サポートナビ	新宿区役所 第二分庁舎内	H23.07.01
中野区	中野就職サポート	中野区役所 本庁舎内	H24.02.01
墨田区	就職支援コーナーすみだ	墨田区役所 本庁舎内	H24.02.01
葛飾区	就職支援コーナーかつしか	葛飾区役所 本庁舎内	H25.08.01
大田区	おおた就労支援コーナー	大田区 蒲田地域庁舎内	H25.10.01
足立区	足立就職支援コーナー(中部福祉事務所)	足立区役所 本庁舎内	H25.11.18
練馬区	就労応援ねりま	練馬区役所 西庁舎内	H25.12.02
荒川区	就労支援コーナーあらかわ	荒川区役所 本庁舎内	H25.12.02
江戸川区	ワークサポートえどがわ	江戸川区 生活援護課内	H25.12.02
江東区	江東就職サポート	江東区役所 本庁舎内	H26.01.14
世田谷区	就職サポートコーナーきぬた	世田谷区 砧総合支所内	H26.01.27
八王子市	八王子就労サポート	八王子市役所 本庁舎内	H26.02.03
調布市	ちょうふ就職サポート	調布市役所 本庁舎内	H26.08.04
豊島区	ワークステップとしま	豊島区役所 本庁舎内	H26.10.08
台東区	就労支援コーナーたいとう	台東区役所 本庁舎内	H27.01.14
板橋区	いたばし就労支援コーナー	板橋区 志村福祉事務所内	H27.01.28
港区	みなとジョブスポット	港区 麻布地区総合支所内	H27.02.02
町田市	就労サポートまちだ	町田市役所 本庁舎内	H27.02.02
府中市	就労支援コーナーふちゅう	府中市役所 本庁舎内	H27.03.23

一般求職者対応型施設

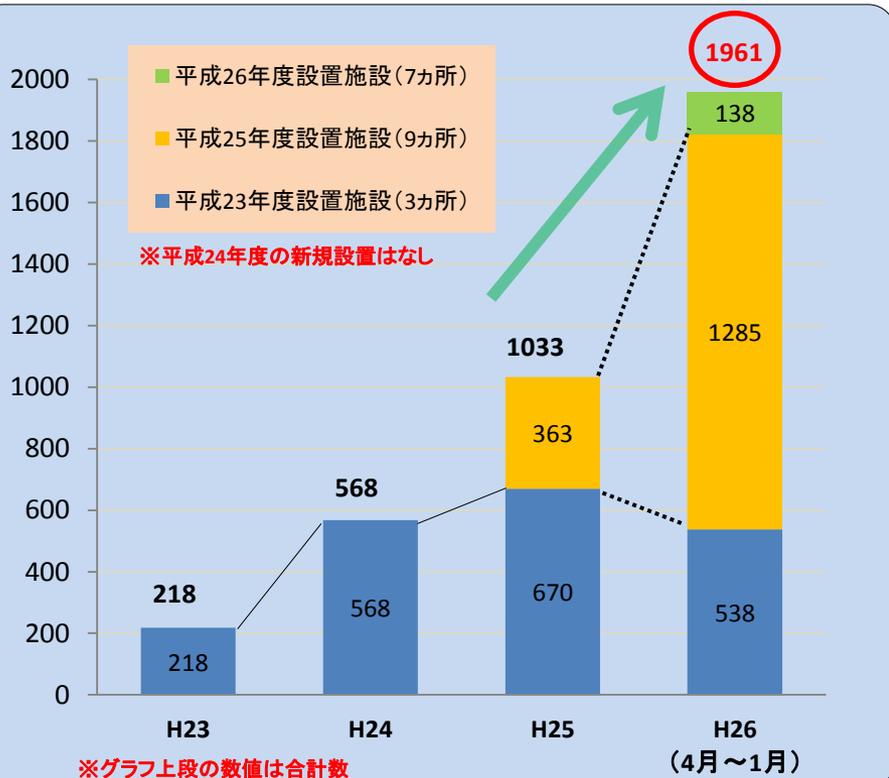
連携自治体名	施設名称	設置場所	設置時期
品川区	品川区就業センター	品川区中小企業センター内	H24.03.26
杉並区	杉並区就労支援センター	杉並区産業商工会館内	H24.12.03
江戸川区	ほっとワークえどがわ	江戸川区役所 東棟内	H26.07.14

一体的実施事業による自治体との連携の効果と事業の実績

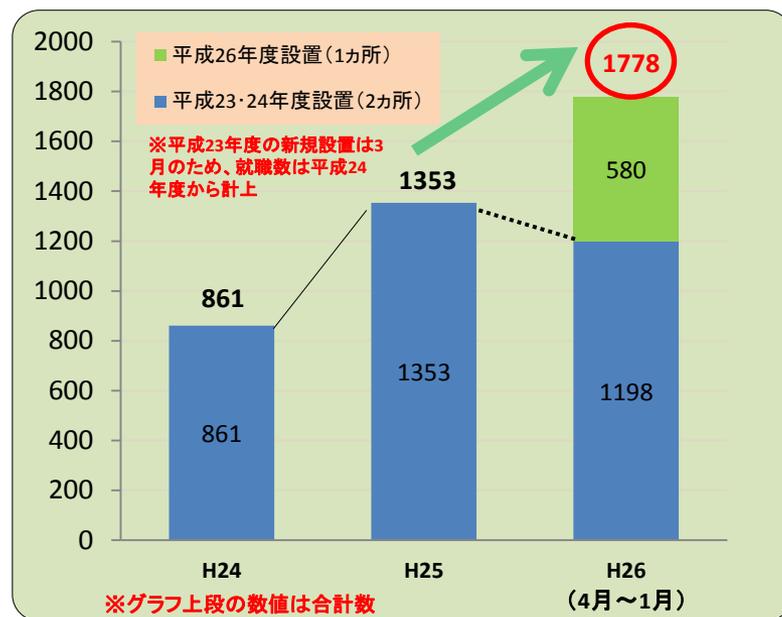
一体的実施事業による連携の効果

- ① 地方自治体と国が同一の施設でサービスを提供することができるため、**住民の利便性向上につながる**こと。
- ② 地方自治体と国が同一の施設でサービスを提供することができるため、**スピーディーな連携を図ることができる**こと。
- ③ **就職支援のノウハウがあるハローワークと連携ができる**ことにより、就職者数の増加等生活保護受給者等に対する支援の効果が上がること。
- ④ 生活保護受給者等の就職が進むことにより、**生活保護受給者等に対する支援のコストが削減される**こと。
- ⑤ 国と実施自治体が連携することにより、**両者の連携基盤が確立し、一体的実施事業以外の連携策の推進にもつながる**こと。

生活保護受給者等を対象とした一体的実施施設の就職数の推移（全19カ所）



一般求職者を対象とした一体的実施施設の就職数の推移（全3カ所）



平成26年度における一体的実施での就職実績（平成27年1月までの合計）

3,739人が就職
（一般型1,961人＋生保型1,778人）

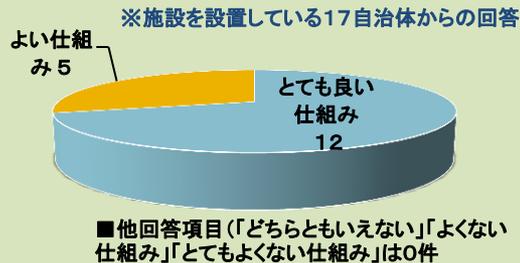
一体的実施事業の自治体等からの評価について

事業の評価（区長のコメント）

- 規模は小さいながらも、機能と意欲が満載の品川区就業センターを、多くの方に利用してもらえるよう、今後とも区とハローワークが連携した就業支援の充実を図り、全力で取り組んでいきたいと考えています。【品川区長】
- 足立区とハローワークによる雇用と福祉の就労支援策として開設当初からワンストップでの就職支援が実現し、さらに平成25年度より「国の生活困窮者自立促進支援モデル事業」にも参加し、第二のセーフティーネットを構築すべく進めており、その事業にも積極的な役割を發揮していただけるものと大いに期待しています。【足立区長】

事業の評価（事業実施自治体へのアンケートから）

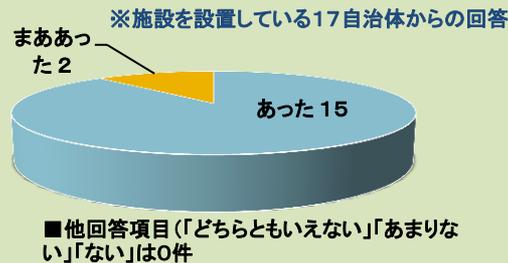
地方自治体とハローワークが職業紹介事業をワンストップで実施することについて



事業実施自治体すべてがワンストップのシステムについて評価

- 福祉事務所と同じフロアにハローワークの相談窓口があることで、ケースワーカー等との連携がスピーディーに行えるようになった。
- ハローワークのシステムが設置されたことで自治体でリアルタイムの職業相談ができ、効率的な支援が可能となった。
- 生活保護受給者の交通費等の負担軽減からも大きなメリットとなっている。

一体的実施事業による地域の雇用対策の充実、住民サービスの効果について



事業実施自治体の約9割が本事業に対する地域での効果を実感

- 保育の就職相談会、面接会を開催し、保育事業者からも好評を得て、予想以上の実績を上げることができた。今後も人手不足分野に対して一層の連携を図りたい。
- 就職支援ナビゲーターが福祉事務所内に常駐することで、自治体側の就労支援スキルの向上や、就職者の増加にもつながることができ、結果として保護費の削減にも効果があった。

利用者からのコメント

精神的不安で就職はあきらめていましたが、ハローワークのナビゲーターとケースワーカーに定期的に相談ができたことで安心して就職することができました。【52歳男性】

離婚により2人の子供とともに住む場所もなくなり、生活保護の相談をした際に、この施設を利用して思いもよらぬ大企業に就職することができました。この経験と知識は子供の就活にも役立てたいと思います。【43歳女性】

住居喪失に係る不安を解消したく、区役所に相談しましたが、そこで就職に関する相談までできると思わなかったのが、大変助かりました。1ヶ月の短い間に希望する職種に就職することができて、大変感謝しております。【46歳男性】

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」 (抄)

(平成27年1月30日閣議決定)

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(1) 職業安定法(昭22 法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60 法88)

公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。

- (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(以下「一体的実施」という。)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。
- (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。
- (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。

(9) 雇用保険法(昭49 法116)

雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が一体的実施を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。